自動体外式除細動器（ＡＥＤ）購入等助成金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について（平成１６年７月１日付医政発第０７０１００１号厚生労働省医政局長通知）に基づき、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の普及を推進することにより、市民の安心及び安全確保の推進に資するため、ＡＥＤを購入し、又は事業者とのリース契約若しくはレンタル契約により設置しようとする地域活動団体に対し、ＡＥＤ購入等助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、川西市補助金等交付規則（平成１６年川西市規則第４０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において「地域活動」とは、市民が自主的かつ主体的に行う不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする、地域社会の維持発展を図る活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

(1)　営利を目的とする活動

(2)　政治思想又は宗教を主たる目的とする活動

(3)　特定の事業の反対運動を目的とする活動

２　この要綱において「地域活動団体」とは、地域活動を進める団体であって、市民で構成された次に掲げる団体をいう。

(1)　コミュニティ協議会

(2)　自治会

(3)　スポーツ活動団体及び老人クラブ等の特定の目的の活動を行う団体

(4)　前３号に掲げる団体のほか、特に市長が地域活動団体と認める団体

３　この要綱において「リース契約」、「レンタル契約」とは、その期間が１年以上である契約をいう。

　（助成対象団体）

第３条　地域活動団体は、助成金の交付を申請するためには、次の各号のすべての要件を備えなければならない。

(1)　規約又は会則を定め、かつ、継続的な活動が行われている団体

(2)　主として活動の拠点とする建物内にＡＥＤを設置することができる団体又は自己の所有しない建物内にＡＥＤを配備しようとする場合における当該建物の管理者の同意を得ている団体

(3)　各市町村消防本部が実施する普通救命講習（ＡＥＤの使用方法を含む。）の修了又は他の機関が実施する応急手当に関する講習（心肺蘇生法及びＡＥＤの使用方法を含む。）の認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けた構成員を活動時に配置できる団体

(4) 救命講習の維持向上のため、認定証の交付を受けた構成員に対して、定期的に救命講習を受講させることができる団体

（助成対象機種）

第４条　助成対象とするＡＥＤの機種は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）の規定により医療機器（非医療従事者向け自動体外式除細動器）として認可されたものとする。

　（助成対象数)

第５条　ＡＥＤの助成対象数は、１地域活動団体当たりＡＥＤ１器とし、活動の拠点とする建物が他の地域活動団体と重複する場合は、１建物当たりＡＥＤ１器を上限とする。

　（助成対象経費、対象外経費）

第６条　ＡＥＤの設置に要する経費のうち、助成の対象となる経費は次に掲げる費用とする。

(1)　ＡＥＤの購入及び付属品の初回購入に要した費用

(2)　リース契約又はレンタル契約金額の支払いに要した費用

２　次に掲げる費用は助成対象外とする。

(1)　胸部電極パッド及びバッテリーの交換に要した費用

(2)　リース契約又はレンタル契約金額とは別に事業者に支払うもの

(3)　途中解約による違約金又はそれに類するもの

　（助成金の額）

第７条　助成金の額は、予算の範囲内において、次に定める基準により決定するものとする。

(1)　ＡＥＤを購入する場合　１地域活動団体当たり５万円を上限として市長が必要と認める額

(2)　リース契約又はレンタル契約によりＡＥＤを設置する場合　１年当たりの助成金額は、１万円又は契約に係る費用の総額を契約年数で除した額のいずれか低い額とし、千円未満の場合は交付しないものとする。

(3)　前号の場合において、助成金を交付する期間は、５年又は契約年数のいずれか短い期間とする。

　（交付の申請）

第８条　地域活動団体が助成金の交付を申請するときは、ＡＥＤ購入等助成金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　ＡＥＤ設置計画書（様式第２号）

(2) 設置場所の見取図及び設置予定場所を示す写真

(3) 助成申請者が属する団体の構成員の普通救命講習以上の修了証又は認定証の写し

(4) 直近に開催した総会資料等（役員、構成員等の名簿を含む。）

(5)　ＡＥＤ設置に係る見積書

(6)　収支予算書（様式第３号）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　助成金の交付決定を受け、事業者とリース契約又はレンタル契約を締結した者のうち、前年度に引き続き助成金の交付申請を行おうとする場合については、速やかにＡＥＤ購入等助成金継続交付申請書（様式第４号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、添付書類の内容に変更がないときは、提出する申請書に添えることを要しないものとする。

　（交付の決定）

第９条　市長は、前条に規定する申請書を受理し、適当であると認めたときは、当該申請書を提出した申請者（以下「助成申請者」という。）にＡＥＤ購入等助成金交付決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、別に定める助成金の申込期限までに予算の範囲を上回る申請があった場合は、市長が別に定める基準により交付決定するものとする。

　（実績報告）

第１０条　助成申請者は、助成事業完了後、ＡＥＤ購入等助成金事業実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　ＡＥＤ設置報告書（様式第７号）

(2)　ＡＥＤの購入又はリース契約若しくはレンタル契約に係る契約書の写し

(3)　ＡＥＤの購入又はリース契約若しくはレンタル契約金額の支払いに要した費用に係る領収書の写し又は支払い金額について記載されている通帳の写し

(4)　ＡＥＤの設置状況が確認できる写真

(5)　収支決算書（様式第８号）

　（助成金額の確定）

第１１条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、交付すべき助成金の額を確定し、ＡＥＤ購入等助成金額確定通知書（様式第９号）により、助成申請者に通知するものとする。

　（助成金の交付）

第１２条　市長は、前条の規定により助成金の額を確定した後において、助成金を助成申請者に交付するものとする。

２　助成申請者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、速やかにＡＥＤ購入等助成金請求書兼振込依頼書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

　（譲渡等の制限）

第１３条　助成金の交付を受け購入したＡＥＤは、これを譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

　（助成金交付の取消し等）

第１４条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1)　助成金の交付申請、助成金請求書等の提出された書類に、虚偽の記載その他の不正な行為があったとき。

(2)　助成金の交付を受け購入したＡＥＤを他に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(3)　助成金の交付を受け、事業者と締結したリース契約又はレンタル契約を途中解約したとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めたとき。

　（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　付　則

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行する。

（失効規定）

２　この要綱は、令和**１０**年３月３１日限り、その効力を失う。

付　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は令和６年３月３１日から施行する。ただし、令和６年４月１日以降に実施する補助対象事業に係る補助金から適用するものとする。